

平成 2 6 年 3 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成 2 6 年 3 月 2 4 日 (月曜日)

平成26年3月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成26年3月24日（月曜日） 午前9時～午前10時20分

2 開催場所 南大隅町佐多支所会議室

3 (1) 出席委員（15人）

会 長	6 番	橋 口 初 男
委 員	1 番	堂 地 初 男
〃	3 番	武 田 榮 一 郎
〃	5 番	鞍 掛 牧 生
〃	7 番	竹 之 内 勝 男
〃	9 番	徳 留 徳 次
〃	10 番	神 園 英 市
〃	11 番	瀬 崎 寅 蔵
〃	12 番	打 越 淳 一
〃	13 番	半 田 太 志
〃	14 番	溝 田 耕 一
〃	15 番	吉 永 一 雪
〃	16 番	溝 端 正 次
〃	17 番	富 田 良 成
〃	19 番	桑 田 勇 一

4 農業委員会事務局職員

事務局長 竹野 洋一
 事務局次長 下園 ひとみ
 事務局主幹 川田原 司
 支所産業グループ長 川田原 孝二

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 106号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 107号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 108号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第 109号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

協議事項

平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成26年度の活動の計画等について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成26年3月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は15名です。18番、田中委員が欠席の届けがありました。
よって、16名中15名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、3番の武田委員と5番の鞍掛委員の両名を指名します。本日の会議書記に
は事務局職員の下園氏と川田原氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第106号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。申請
は2件です。受付番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは2ページです。議案第106号の議案書をご覧ください。農地法第3条の許可
申請は、全て所有権の移転に関する件であります。それでは、議案書をもとに説明しま
す。

(議案第106号受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当
しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで担当委員の現地調査等の報告を求めます。

9番： 9番、徳留です。

議長： 9番、徳留委員。

9番： この現地は丸峯の〇〇〇〇前の〇〇〇〇の事務所がありますが、この丸峯側の下に
あたる所に位置しております。場所としては非常に良い所だと思ったのですが、話を聞
いてみますと湿田で排水が悪いということでございました。そういうことで現地の状況
は普通水稻が刈り入れされたままの状態でした。意見としましては、譲受人の〇〇さん
と譲渡人の〇〇さんは、親どおしが親戚ということで、早い段階から売りたいという話
があったそうですが、2月12日のあっせん委員会により売買が成立しております。〇
〇さんとしましては、これからも普通水稻を植付していくということでした。下限面積
も超えておりますので、何も問題ないと思います。以上です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入りますが、議席番号3番、武田委員は南

大隅町農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限により退席をお願いいたします。

(武田委員退席)

議長： それでは、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第106号受付番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第106号受付番号1番は原案のとおり決定いたしました。

(武田委員入席)

議長： 次に受付番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは6ページです。

(議案第106号受付番号2番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくをお願いいたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： 1番、堂地です。

議長： 1番、堂地委員。

1 番： この件の場所は〇〇〇〇の中庭の真ん中あたりで、この前火事があった場所の隣であります。この書類では畑となっておりますが、ミカン、桃、枇杷等が植栽されておりました。この畑のすぐ隣もミカン園であります。この両者は親戚同士で、今回〇〇さんが〇〇〇に無償で寄贈するということでもありますから、何も問題はないかと思えます。念のために理事長に確認をとりましたところ、このまま、果樹等を栽培するということがありました。以上であります。

議長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第106号受付番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第106号受付番号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長： それでは、次に議案第107号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は2件です。受付番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、8ページの議案第107号の議案書をご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は2件です。議案書をもとに説明します。

(議案第107号受付番号1番の議案書をもとに朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

16番： 16番、溝端です。

議長： 16番、溝端委員。

16番： 3月20日に全委員で現地調査を行いました。総勢17名でございました。現地は折山自治会の県道より南の方へ1キロ位行ったところで、大変見晴らしの良い場所で行いました。前に牛の放牧をしていたということもありまして、まだ、萱が生えておりました。しかし、端の方は雑木が茂って、当日は業者が伐採したということで伐採してありました。申請地の両側は折山自治会の共有林ということで、雑木が生えております。申請地は太陽光発電施設設置のためのものであり、現地は今後農地としての活用の見込みもないことから、5条申請は問題ないものと思います。よろしくお願ひします。

議長： これより質疑に入ります。事務局、担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。

3番： 3番、武田です。

議 長： 3番、武田委員。

3 番： この前、現地を見させていただいたのですが、工事が始まれば被害防除計画書や誓約書が入っているのですが、あの時の説明では現状のまま設置をするという話でありましたけれど、これでは切土を行うとかなっているようですが、あの時も質問しましたが、外構等の設置は現状のままだから考えていないということでしたが、航空写真で見ましたところ下の方に崩壊もみられていたようです。それが何時の崩壊か判りませんが、今後、許可をした場合に、またそういう心配が発生しないのか、そのあたりは、被害防除計画書や誓約書で入っているので誠意を持って対応されると思いますが、工事途中のそういう懸念は少しでも発生する前にちゃんとすべきではないかと思うのですが、工事が終わった後の管理の問題だと思うのですが、このままほっとけば、除草剤等をかけて草の防除をしたら崩壊の心配もあるのではないかということで、そのあたりの工事の詰めをして許可をして良かったとなるように、対策をするべきではないかと思いますが、余計な心配かもしれませんが、お願いといいますか、確認をしていただきたい。

議 長： 今、武田委員の方から、工事に着手したり、また完成後の管理なりというようなことで、面積が面積ですので、色々な想像を絶する被害といいますか、今後に及ぼす影響があると、会社自体はこのような誓約書を出して管理をするということになっていきますけれど、今後どの機関でそういうのを監視するのかというのが、今後大きな行政側としての対応があるのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

事務局： 大変、重要な事項だと思っております。現場でもそのことについての話をしたところでもございましたけれど、今、会長がおっしゃったとおり、農地法上の許可という部分では外れる部分もあるのですが、農地法上の許可申請の権限の部分の部分を別としましても、この中に被害防除計画書等をとってすべき事項ですから、このことにつきましては、基本的には事務局としましても上部団体の県の方にも事例が出ていると思っておりますので、条件として必要な事項は指摘事項としてあげるなり、協議をしながらあげていきたいと思いますが、この件より先にでた事例がありました。その中でも現地でこの施工をされるという業者の方と話をする中では、基本的な考え方としては、土地の形状は変えないと、これは幾らか切土をすると書いてありますが、この部分についても先に話を聞きました中では、大きく切土をして土地の全型を平らにするとか、そういう構造は考えておりませんということでしたが、今後のことにつきましては、パネルの下の部分を塗りきらないということは確認をしております。塗りきらずに雨水が浸透するという考え方で作っていくとしておりますが、工法上、雨水が広がっていくという形はとられるだろうと思っておりますけれど、先の中では構造上の問題も業者の方に指導、注意はしました。今回は現地に、直接されるという方がおられませんでしたが、そういう考え方については事務局としても注意をしながら、取り組みを進めていかなければいけないとは思っております。

3 番： 3番、武田です。

議 長： 3番、武田委員。

3 番： この監督機関はどこになりますか。

事務局： 今の法の中では、農地法上の許可要件が外れていくと、監督という権限は行政では管理責任は外れてきます。施工をする段階になった時には、逃げるわけではないですけど、農業委員会がこれについて最後まで全ての部分をという監督責任はないわけです。条件として、誓約書等をとっておりますが、これについて履行しているかということを経営管理しなければならないというような条項というのは出てこないです。

3 番： 3番、武田です。

議 長： 3番、武田委員。

3 番： 農地法上で引っかかったから農業委員会にでただけであって、農業委員会が許可をしなければ出来なかったのにというのも、もし被害があったらでてくる。これが、原野だったら誰が責任をとるかということもあるのですが、農地法上は何も問題ないと思うのですが、そのあたりが引っかかるところです。

議 長： 私は現地調査に欠席したのですが、下の方に住宅等はないのですか。

事務局： ないです。

3 番： 3番、武田です。

議 長： 3番、武田委員。

3 番： もし、崩れた時に、下に水田とかあった時に水利権等も色々できそうな気がします。例えて中央林道の話もしたのですが、下に山が埋まっている現状があるわけです。あれとまではいかないと思いますが、そのあたりを一応協議をする必要があると思ったわけです。

事務局： 水の量が変わるというものではないのですが、一ヶ所に集まるという部分がないようにというのが、太陽光で心配されるのがそういうことになります。他には特に出てこないと思うのですが、この部分は事務局としてはできる限り施工される業者の方、地権者の方に特に注意をしていかなければいけないと思います。

1 番： 1番、堂地です。

議 長： 1番、堂地委員。

1 番： 法的には流末処理を作らないといけないというきまりはないのですか。

事務局： 法的に農業委員会がそこまでの権限はないと思います。流末処理の配水池であったり貯水池を作りなさいということは、農地法上の農地を転用して良いか悪いかという問題と、それを開発をするにあたっての開発の目的と合致すれば、その後の施工をする段階については、流域に何かがおこりうるであろうというのが想定をされて、専門的に調査ができて、間違いなくおこるといえるのであれば、義務的にこちらから言えるのですが、この段階でこれをしなさいということを農業委員会が求めるということとはできないと思います。

議長： 全国的に太陽光を推進されている中で、色々な問題もあると思います。今でたような災害に対する疑問点というのがでてきているのではないかと思いますので、この委員会を通過する中で、我々も見守っていかなければいけないのではないかと思います。面積的に広大でありますので、こういう所の流末は大変なものだろうなと思っております。内容についても、あまり切土をしないと形容を生かした建設をしようということですので、そのあたりを考えた申請ではないかと思っております。今後、施工がされていく中で、我々も見守って、委員の方も関心を持っていただければと思っております。

7 番： 7番、竹之内です。

議長： 7番、竹之内委員。

7 番： 被害防除に関する計画書、それから誓約書ですが、これを県あたりにも出すべきではないかと思うのですが、今のままでは農業委員会が言われるのではないかという感じにとられます。これを許可した後は、県にやってもらわないといけないと思いますので、今後こういうのがどんどん出てくると思いますので、慎重にこのことはやってほしいなと思います。

事務局： 大なり小なり、この問題は今までもあると思います。他に転用するにあたっては小さい所であっても、そういう防災的な部分というのはでてくる。出てきた時に後をどういような対応をするかという部分については、抜けている部分かもしれませんので、こういう誓約書についても上部団体の方とも確認はしていますので、できる限りこういう意見というのは整理をしたうえで進めていくように考えていきたいと思っております。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第107号受付番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第107号受付番号1番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長： それでは、次に、議案第107号受付番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、16ページの議案第107号受付番号2番について、説明いたします。

(議案第107号受付番号2番の議案書をもとに朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1番： 1番、堂地です。

議長： 1番、堂地委員。

1番： 20日に全委員で現地を確認したわけで、皆さんも現況は十分お解りのことと思ひます。その折に事務局から詳細な説明がありましたので、私がここで再度申し上げることもありません。審議方、よろしくお願ひいたします。

議長： これより質疑に入ります。事務局、担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願ひします。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは、採決いたします。

議案第107号受付番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第107号受付番号2番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長： 次に、議案第108号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局の説明をもとめます。

事務局： それでは、議案第108号の議案書をご覧ください。議案第108号については1件です。受付番号1番の議案書をもとに説明します。

(議案第108号受付番号1番の議案書をもとに朗読及び説明)

以上説明しましたように、申請地は先程の第5条の申請地になります。

議長： ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員の報告をもとめます。

16番： 16番、溝端です。

議長： 16番、溝端委員。

16番： 現地は先程の5条申請と同じ箇所でございます。2種農地ということもありまして、今後農地としての予定もないことから、農振除外は適当と思われま

議長： ただ今、事務局、担当委員の報告がありましたが、これについてご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第108号受付番号1番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第108号受付番号1番は原案のとおり承認し町長に意見を送付します。

議長： 次に、議案第109号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議案に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、32ページの議案書をご覧ください。町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第109号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくお願

議長： 只今、事務局の説明がありましたが、委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

(発言なし)

議長： これより、質疑に入りますが、議席番号5番、鞍掛委員が受付番号13番から16番に議題提出がござ

(議席番号5番 鞍掛委員退席)

議 長： それでは、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

19番： 19番、桑田です。

議 長： 19番、桑田委員。

19番： 12番の〇〇さんのストレッチアの件ですが、何もされていないようですが、どうですか。

事務局： 35ページの受付番号12番の件ですが、住所が熊本県人吉市の方ですが、継続をする分過去にストレッチアをしておられましたが、管理がされていないという実態が数年あったと聞いております。ここについては、担当の方で細かく確認をしましたところ、〇〇さんが地権者と話をされて、今後、また継続をしたいということで、確認をしましたところ、今まで手を入れていなかった所を最近改めて手を入れられているという状況になってきております。住所としては人吉でございますが、本人がここに出向いてきて管理をされるということでございます。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第109号については、原案のとおり決定することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第109号は原案のとおり決定いたしました。

(議席番号5番 鞍掛委員入席)

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了しました。
次に協議事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 農業委員会は、毎年度、当該年度の活動に対する点検・評価及び次年度の活動の計画等の検討を行うこととなっております。詳細については、担当の方から説明いたします。

(事務局担当説明)

議 長： 次にその他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申し出について
②賃借料情報の公表について
③行事予定について

議 長： よろしいですか。以上をもちまして、平成26年3月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員